

# 1.1大震災に伴う 生活再建支援情報

※地震災害の対応について  
詳細はこちら ▶



早期復旧のための支援内容についてお知らせします(10月25日現在)。詳細は担当課にお問い合わせください。

## 令和6年能登半島地震災害に係る「災害義援金」第4次配分のお知らせ

令和6年能登半島地震災害で被災された方に対する石川県義援金の第4次配分額が決定しました。  
罹災証明を受け、すでに義援金の配分を受けている世帯に対し、**1世帯あたり7万円を追加配分**します。

- 11月末までに石川県義援金(第1次配分～第3次配分)と津幡町義援金(第1次配分)が振り込まれた方  
→12月以降、石川県義援金(第4次配分)を同一口座へ順次振り込みます。

被災者生活再建支援金または災害義援金を申請済みで、11月末までに義援金の振り込みがない方  
→石川県義援金(第1次配分～第4次配分)と津幡町義援金(第1次配分)を一括して12月以降、順次振り込みます。

- 人的被害・住家被害に該当し、**国や津幡町の「災害弔慰金」「被災者生活再建支援金」を申請された方は、改めて義援金の申請は不要です。**(すでに申請された口座へ振り込みます)

まだ支援金の申請がお済みでない場合は、まず被災者生活再建支援金の申請をしてください。

**「災害弔慰金」「被災者生活再建支援金」を令和6年12月27日までに申請された方に義援金を配分します。**

- 義援金のみを受け取りを希望される方は、会計課にお問い合わせください。

▶ 申請・問合せ先 会計課 ☎288-2122

## 介護保険サービス利用料の免除

令和6年能登半島地震で被災した介護保険サービス利用者の方で、要件に該当する場合、サービス利用料の支払いが免除されます。

※対象の期間が延長されたことに伴い、申請期限も延長されました。

**【対象者】** 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、準半壊、床上浸水の被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**【対象の期間】** 1月～12月のサービス利用分

**【申請方法】** サービス利用事業所などの窓口で、対象者である旨を申告してください。後日、免除認定証を発行します。

**【申請期限】** 12月31日(火)まで

**【問合せ先】** 福祉課 ☎288-2416

## 災害支援金・義援金 (順不同、敬称略)

(9月20日～10月24日申し出確定日)

皆さまのご支援・ご協力  
ありがとうございます

### 企業・団体

昌平高校ラグビー部・鳴戸部屋  
匿名1件

### 個人

匿名52人

ほかにも多くの皆さまから、ご支援のお申し出をいただいております。  
ありがとうございます。



## 所得税などの雑損控除計算説明会

令和6年能登半島地震で住宅や家財などに損害を受けられた方は、確定申告において雑損控除の適用により、令和6年分の所得税などが軽減される場合があります。

被災された方を対象に、雑損控除の適用を受ける際の申告に必要な計算書を作成します。

※雑損控除の基礎となる損害金額の計算のみを行います(所要時間30分程度)。所得税または住民税の申告手続きは、別途必要となります。この計算書を事前に作成しておくことで、申告の受け付けがスムーズに行えます。



日時 **12月3日(火)～5日(木)**  
各日 9時～16時

場所 役場庁議室

・前日までに予約が必要です。

電話(平日8時30分～17時)

または電子申請で予約してください。

予約先 税務課  
☎288-2123

問合せ先 金沢税務署  
☎261-9937



▲電子申請はこちら

### 必要なもの

- ▶ 罹災証明書(発行を受けている方)
- ▶ 被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積の分かるもの(売買(工事請負)契約書、登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産税課税明細書など)
- ▶ 被害を受けた家財・車両の取得時期、取得価額の分かるもの(売買契約書、領収書など)
- ▶ 被害を受けた資産に対する修繕費、取壊費用、除去費用などが分かるもの(領収書、請求書、見積書など) ※マンションの方は共用部分に関する書類も必要
- ▶ 被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合(見込を含む)、その金額が分かるもの(支払通知書、通帳の写しなど) ※マンションの方は共用部分に関する書類も必要